

兵庫県公報

令和7年6月13日 金曜日 第625号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（地域福祉課）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の辞退の届出（地域福祉課）…………… 3
- 道路の区域の変更（道路保全課）…………… 3
- 平成24年兵庫県告示第444号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（建築指導課）…………… 3
- 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）…………… 6
- 同 上（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 9
- 同 上（同）…………… 9

公 告

- 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）…………… 9
- 同 上（同）…………… 10
- 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）…………… 10
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）…………… 11

教育委員会公告

- 入札公告…………… 12

公安委員会告示

- 地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 14

正 誤

- 令和7年4月1日付け兵庫県公報号外中…………… 19

告 示

兵庫県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
医療法人社団 庄田歯科医院	宝塚市山本丸橋1ー5 ー30ソレイユ山本105	医療法人社団 庄田歯科医院	宝塚市山本丸橋1ー5 ー30ソレイユ山本105	令和7年1月1日

~~~~~

兵庫県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止の届出があった。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称                      | 所在地                       | 開設者              | 開設者所在地                   | 変更内容  |
|--------------------------|---------------------------|------------------|--------------------------|-------|
| 訪問看護ステーションヒューマン          | 伊丹市鴻池1ー8ー21ー2             | 合同会社ヒューマン        | 伊丹市北伊丹8ー10ー6アクトステージ伊丹637 | 所在地   |
| 特定非営利活動法人銀ちゃんの家          | 豊岡市泉町7ー30                 | 特定非営利活動法人銀ちゃんの家  | 豊岡市泉町7ー30                | 事業所名称 |
| 同 上                      | 同 上                       | 同 上              | 同 上                      | 所在地   |
| 訪問看護ステーションここ             | 加古川市市平岡町新在家149ー7パレードビル302 | 株式会社YUKIDORI     | 加古川市平岡町新在家149ー7パレードビル302 | 事業所名称 |
| 同 上                      | 同 上                       | 同 上              | 同 上                      | 所在地   |
| ヘルパーステーションももの樹           | 同 市加古川町稲屋444ー4            | 株式会社タカラ          | 同 市加古川町稲屋444ー4           | 同 上   |
| SUHADA CLINICきじま皮フ科逆瀬川本院 | 宝塚市逆瀬川1ー2ー1アピア1ー4階        | 医療法人咲愛会          | 宝塚市逆瀬川1ー2ー1アピア1ー4階       | 事業所名称 |
| アイン薬局高砂店                 | 高砂市阿弥陀町魚橋944ー26           | 株式会社アインファーマシーズ   | 北海道札幌市白石区東札幌五条2ー4ー30     | 同 上   |
| 宍粟市社協ヘルパーステーション          | 宍粟市山崎町鹿沢65ー3              | 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会 | 宍粟市一宮町閭賀300              | 同 上   |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称               | 所在地           | 開設者              | 開設者所在地        |
|-------------------|---------------|------------------|---------------|
| 西山医院              | 朝来市山東町矢名瀬町745 | 西山医院             | 朝来市山東町矢名瀬町745 |
| 宍粟市社協ヘルパーステーションきた | 宍粟市波賀町安賀232ー1 | 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会 | 宍粟市一宮町閭賀300   |

### 兵庫県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から辞退の届出があった。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定介護機関

| 名 称      | 所在地         | 開設者         | 開設者所在地                |
|----------|-------------|-------------|-----------------------|
| 祥漢堂薬局荒神店 | 宝塚市向月町19—10 | 総合メディカル株式会社 | 福岡県福岡市中央区大名<br>2—9—23 |

### 兵庫県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和7年6月13日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                               |    |                  |               |           |
|--------------|-----------------------------------------|----|------------------|---------------|-----------|
|              | 区 間                                     | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>上内膳塩尾線 | 洲本市下内膳字リウセン70番10から<br>同 市下内膳字リウセン74番1まで | 旧  | 15.0から<br>18.0まで | 37.0          |           |
|              |                                         | 新  | 15.0から<br>29.0まで | 37.0          | 一部<br>予定地 |

### 兵庫県告示第512号

平成24年兵庫県告示第444号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（上郡町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改正する。

表（上郡町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

| 名称及び条例別表第3<br>の該当区分 | 区 域                                                    | 建築物の用途                                                               | 指定年月日<br>(変更年月日)          |
|---------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 尾長谷地区<br>条例別表第3の3の項 | 赤穂郡上郡町尾長谷字星尾<br>及び字西山の各一部で別図<br>に示す区域（別図は省略。以<br>下同じ。） | 平成27年兵庫県条例第<br>21号による改正前の条<br>例（以下「旧条例」とい<br>う。）別表第3の1の項<br>に規定する建築物 | 平成24年3月30日<br>(令和元年8月13日) |

|                         |                                                                                                    |                             |                                                        |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------|
| 山田地区<br>条例別表第 3 の 3 の項  | 赤穂郡上郡町竹万字口山田、<br>字甲乙谷及び字ヲバガ谷の<br>各一部で別図に示す区域                                                       | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 同上                                                     |
| 平野地区<br>条例別表第 3 の 3 の項  | 赤穂郡上郡町山野里字大坪、<br>字沖田、字平ノ口及び字平ノ<br>奥の各一部で別図に示す区<br>域                                                | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 同上                                                     |
| 大酒地区<br>条例別表第 3 の 3 の項  | 赤穂郡上郡町山野里字西田、<br>字猪之鼻、字又田、字大酒、<br>字沖田及び字サヌキ山の各<br>一部で別図に示す区域                                       | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 平成24年 3 月 30 日                                         |
| 中野地区<br>条例別表第 3 の 3 の項  | 赤穂郡上郡町中野字森元、字<br>大上、字襖田、字土居ノ後、<br>字政所、字梨ノ木、字前田、<br>字神子田、字高森、字松ノ元、<br>字山田、字石田及び字高森山<br>の各一部で別図に示す区域 | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 平成24年 3 月 30 日<br>(令和元年 8 月 13 日)<br>(令和 7 年 6 月 13 日) |
| 宿地区<br>条例別表第 3 の 3 の項   | 赤穂郡上郡町宿字寺前、字下<br>宿、字森元、字田中及び字ノ<br>リサの各一部で別図に示す<br>区域                                               | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 平成24年 3 月 30 日<br>(令和元年 8 月 13 日)                      |
| 休治地区<br>条例別表第 3 の 3 の項  | 赤穂郡上郡町休治字牟礼坂<br>ノ西、字牟礼坂ノ東、字土井<br>ノ内、字上岩ノ元、字下岩ノ<br>元、字滝ノ内、字南、字上酒<br>屋垣内及び字平尾の各一部<br>で別図に示す区域        | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 同上                                                     |
| 佐用谷地区<br>条例別表第 3 の 3 の項 | 赤穂郡上郡町佐用谷字上ノ<br>山、字池ノ下及び字前田の各<br>一部で別図に示す区域                                                        | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 平成24年 3 月 30 日                                         |
| 小野豆地区<br>条例別表第 3 の 3 の項 | 赤穂郡上郡町小野豆字前田、<br>字西畑、字東畑、字東前田及<br>び字東岡の各一部で別図に<br>示す区域                                             | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 平成24年 3 月 30 日<br>(令和元年 8 月 13 日)                      |
| 奥地区<br>条例別表第 3 の 3 の項   | 赤穂郡上郡町奥甲字岡筋、字<br>杓谷、字稗田、字高見及び字<br>右近谷の各一部で別図に示<br>す区域                                              | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 同上                                                     |
| 宇治山地区<br>条例別表第 3 の 3 の項 | 赤穂郡上郡町宇治山字早稲<br>田、字長通り、字井マンド及<br>び字三太山の各一部並びに<br>神明寺字長休及び字山田の<br>各一部で別図に示す区域                       | 旧条例別表第 3 の 1 の<br>項に規定する建築物 | 同上                                                     |
|                         |                                                                                                    |                             |                                                        |

|                         |                                                                           |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 神明寺地区<br>条例別表第3の3の項     | 赤穂郡上郡町神明寺字正水、<br>字西上垣内、字木戸、字前田、<br>字中ノ手、字オノ田、字山本<br>及び字山田の各一部で別図<br>に示す区域 | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 同上                        |
| 與井地区<br>条例別表第3の3の項      | 赤穂郡上郡町與井字中垣内、<br>字寺前、字石町、字大倉、字<br>大西、字谷及び字西山の各一<br>部で別図に示す区域              | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 同上                        |
| 西野山地区<br>条例別表第3の3の項     | 赤穂郡上郡町西野山字中山、<br>字浪屋及び字中山前の各一<br>部で別図に示す区域                                | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 同上                        |
| 釜島地区<br>条例別表第3の3の項      | 赤穂郡上郡町釜島字谷田及<br>び字南の各一部で別図に示<br>す区域                                       | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 同上                        |
| 正福寺地区<br>条例別表第3の3の項     | 赤穂郡上郡町正福寺字北谷<br>田及び字南山田の各一部で<br>別図に示す区域                                   | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 同上                        |
| 土井・土井の内地区<br>条例別表第3の3の項 | 赤穂郡上郡町尾長谷字小丸、<br>字湯田、字狐垣及び字御門の<br>各一部で別図に示す区域                             | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 同上                        |
| 小山地区<br>条例別表第3の3の項      | 赤穂郡上郡町尾長谷字岡坂、<br>字尾前及び字小丸の各一部<br>で別図に示す区域                                 | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 平成24年3月30日                |
| 大枝地区<br>条例別表第3の3の項      | 赤穂郡上郡町大枝字片山、字<br>中垣内及び字井垣谷の各一<br>部で別図に示す区域                                | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 平成24年3月30日<br>(令和元年8月13日) |
| 上栗原地区<br>条例別表第3の3の項     | 赤穂郡上郡町栗原字宮谷、字<br>大道ノ上、字上岩ヶ鼻及び字<br>木戸口の各一部で別図に示<br>す区域                     | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 同上                        |
| 下栗原地区<br>条例別表第3の3の項     | 赤穂郡上郡町栗原字北山、字<br>チコベ、字前田、字宮ノ下、<br>字久保筋、字丑谷口及び字六<br>反田の各一部で別図に示す<br>区域     | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 平成24年3月30日                |
| 別名地区<br>条例別表第3の3の項      | 赤穂郡上郡町別名字北條、字<br>宮ノ前、字中ノ田、字井ノ口、<br>字湯田及び字社ノ元の各一<br>部で別図に示す区域              | 旧条例別表第3の1の<br>項に規定する建築物 | 平成24年3月30日<br>(令和元年8月13日) |
|                         |                                                                           |                         |                           |

|                         |                                                                                                                                           |                         |    |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----|
| 岡地区<br>条例別表第３の３の項       | 赤穂郡上郡町八保乙字西岡、<br>字池之下タ、字宮ノ東、字東<br>岡、字東岡前及び字東岡上の<br>各一部で別図に示す区域                                                                            | 旧条例別表第３の１の<br>項に規定する建築物 | 同上 |
| 金内地区<br>条例別表第３の３の項      | 赤穂郡上郡町八保乙字上所、<br>字中所、字下モ所、字芋畑、<br>字土井ノ内、字セト筋及び字<br>西所の各一部で別図に示す<br>区域                                                                     | 旧条例別表第３の１の<br>項に規定する建築物 | 同上 |
| 名村地区<br>条例別表第３の３の項      | 赤穂郡上郡町八保甲字新垣<br>内、字オケ鼻、字横山、字釜<br>谷、字前田及び字南前田の各<br>一部で別図に示す区域                                                                              | 旧条例別表第３の１の<br>項に規定する建築物 | 同上 |
| 船坂１・２・３地区<br>条例別表第３の３の項 | 赤穂郡上郡町船坂字津原、字<br>津原後、字森ノ木、字コハカ<br>免、字麦尻、字麦尻ノ下タ、<br>字麦尻前、字番上免、字井谷、<br>字井谷下タ、字井谷ノ上、字<br>釜ヶ谷、字釜ヶ谷下モ、字湯<br>之脇、字入角及び字湯ノ脇ノ<br>上の各一部で別図に示す区<br>域 | 旧条例別表第３の１の<br>項に規定する建築物 | 同上 |
| 梨ヶ原地区<br>条例別表第３の３の項     | 赤穂郡上郡町梨ヶ原字米山、<br>字広畑ヶ、字左古田、字渡瀬、<br>字山ノ花、字上宮、字王神前、<br>字家垣内、字背戸山、字荒戸<br>川、字中宿、字駒場、字中溝<br>筋、字八重垣、字コフゲノ田<br>及び字尾ノ鼻の各一部で別<br>図に示す区域            | 旧条例別表第３の１の<br>項に規定する建築物 | 同上 |
| 落地地区<br>条例別表第３の３の項      | 赤穂郡上郡町落地字垣内、字<br>中垣内、字久保、字堂面、字<br>飯坂、字山本、字下林、字東<br>宝池、字西後及び字丸池の各<br>一部で別図に示す区域                                                            | 旧条例別表第３の１の<br>項に規定する建築物 | 同上 |

兵庫県告示第513号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年6月13日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地  
姫路市北平野字奥垣内1034

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称              | 住 所           |
|------------------|---------------|
| 北平野ため池管理委員会 岩佐 修 | 姫路市北平野４丁目６－１２ |

- ### 3 指定する理由

姫路市北平野地域内大野川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第514号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年6月13日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地

姫路市上大野4丁目501

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称             | 住 所                           |
|-----------------|-------------------------------|
| 上大野農区 農区長 大島 康治 | 姫路市上大野 1－5－26－512 リ<br>ベール上大野 |

- ### 3 指定する理由

姫路市上大野地域内大野川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第515号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年6月13日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地

姫路市書写字西山ノ日2911-1

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称            | 住 所         |
|----------------|-------------|
| 西坂農区 農区長 浮田 和彦 | 姫路市書写1751-2 |

- ### 3 指定する理由

姫路市書写地域内夢前川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第516号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年6月13日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地

姫路市奥山字池ノ下438





- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称            | 住 所        |
|----------------|------------|
| 奥山農区 農区長 熊田 益雄 | 姫路市奥山244番地 |

- ### 3 指定する理由

姫路市奥山地域内八家川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため、

兵庫県告示第520号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年6月13日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地

姬路市北平野字奥垣内1027

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称              | 住 所           |
|------------------|---------------|
| 北平野ため池管理委員会 岩佐 修 | 姫路市北平野４丁目６－１２ |

- ### 3 指定する理由

姫路市北平野地域内大野川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第521号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年6月13日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地

姫路市林田町八幡字尾ノ城133番

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称            | 住 所           |
|----------------|---------------|
| 八幡農区 農区長 安政 淑成 | 姫路市林田町八幡261番地 |

- ### 3 指定する理由

姫路市林田町地域内佐見川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

## 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社明石  
代表者の氏名 代表取締役 矢部 嘉宏  
住所 明石市大蔵町55-12
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 デザインホテル マホーラ明石  
所在地 明石市大蔵町55-12
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 令和7年6月13日から同月26日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和7年6月13日から同月26日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課

~~~~~

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 有限会社シンプル住研
代表者の氏名 代表取締役 鶴岡 幹雄
住所 兵庫県神戸市兵庫区中道通6丁目3番5号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 （仮称）有限会社シンプル住研様プロジェクト新築工事
所在地 神戸市兵庫区水木通8丁目1番3
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 まちづくり部都市政策課
縦覧期間 令和7年6月13日から同月26日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
提出期間 令和7年6月13日から同月26日まで
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課

~~~~~

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 スーパーセンタートライアル姫路四郷町店  
所在地 姫路市四郷町見野字拂戸788番の一部ほか
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社トライアルカンパニー 福岡市東区多の津一丁目12番2号 石 橋 亮 太
  - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社トライアルカンパニー 福岡市東区多の津一丁目12番2号 石 橋 亮 太
  - 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年1月20日
  - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,215平方メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
215台
    - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
60台
    - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
120平方メートル
    - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
31.95立方メートル
  - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 閉店時刻  
午前0時 翌午前0時
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前0時から翌午前0時まで
    - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
出入口2箇所
    - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
  - 8 届出年月日  
令和7年5月19日
  - 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
    - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
    - (2) 縦覧期間  
令和7年6月13日から4月間
  - 10 意見書の提出期限及び提出先
    - (1) 提出期限  
令和7年10月14日
    - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市鶉野町字東中沢2135番、2150番、2151番、2152番1、2153番、2154番、2189番5  
同市中野町字上山1644番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加西市鶉野町2135番  
メタルフォーム株式会社 代表取締役 綾部 慎吾
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和7年5月23日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-14-2号（6加西）

## 教育委員会公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年6月13日

契約担当者

兵庫県立猪名川高等学校長 池 信 宏 之

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
県立猪名川高等学校 特別教室空調設備リース 一式
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 契約期間  
賃貸借期間 令和7年11月1日（土）から令和20年10月31日（日）まで  
※令和7年10月31日（金）までに設置のこと  
※賃貸借期間満了後、無償譲渡
  - (4) 設置場所  
県立猪名川高等学校  
川辺郡猪名川町紫合字新林4-4
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間（156箇月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
（入札参加資格審査窓口）  
兵庫県納入局物品管理課 電話（078）341-7711 内線75787
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、県立猪名川高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方式により行う。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒666-0233 川辺郡猪名川町紫合字新林4-4

県立猪名川高等学校 担当 西村

電話：072-766-0101 FAX：072-766-0103

ホームページ <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/inagawa-hs/NC3/>

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年6月13日（金）から6月23日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

※ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、上記期間に必着のこと。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年7月16日（水）午後2時

場所 県立猪名川高等学校会議室（川辺郡猪名川町紫合字新林4-4）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に貸借期間156箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年7月15日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参することにより行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the head of the procuring entity:

Hiroyuki Ikenobu, Principal of Inagawa high school in Hyogo

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

A lease agreement for Inagawa high school in Hyogo air-conditioning equipment

(3) Contract period:

From November 1, 2025 to October 31, 2038

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 23, 2025

(5) Date and time of tender:

14:00 June 16, 2025 by direct delivery

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr.Nishimura, Inagawa high school in Hyogo

4-4 Shinbayashi Yuuda Inagawa-cho, Kawabe-gun, Hyogo 666-0233

TEL (072) 766-0101

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第121号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり令和7年5月1日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

令和7年6月13日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄

## 委嘱をした者

| 氏 名     | 連 絡 先                | 活 動 区 域    |
|---------|----------------------|------------|
| 尾 崎 理恵子 | 東灘警察署 (078) 854-0110 | 東灘警察署の管轄区域 |
| 西 浦 康 之 |                      |            |
| 前 田 知 紀 |                      |            |
| 角 谷 昭 彦 |                      |            |
| 藍 原 正 宜 |                      |            |
| 花 田 宏 司 |                      |            |
| 谷 藤 伸 夫 |                      |            |
| 福 井 道 明 |                      |            |
| 福 本 耕 司 |                      |            |
| 久 保 春 美 | 灘警察署 (078) 802-0110  | 灘警察署の管轄区域  |
| 野 田 比 奈 |                      |            |
| 土 橋 イサ子 |                      |            |
| 藤 原 睿   | 葺合警察署 (078) 231-0110 | 葺合警察署の管轄区域 |
| 北 島 健 子 |                      |            |
| 田 中 裕 子 |                      |            |
| 樋 口 常 子 | 兵庫警察署 (078) 577-0110 | 兵庫警察署の管轄区域 |
| 小 林 幹 生 |                      |            |
| 垂 井 和 子 | 須磨警察署 (078) 731-0110 | 須磨警察署の管轄区域 |
| 福 井 福 子 |                      |            |
| 前 田 昭 子 |                      |            |
| 杉 尾 須美子 |                      |            |
| 加 藤 彦 志 |                      |            |
| 佐々木 修 二 |                      |            |
| 橋 本 洋 子 |                      |            |
| 雑 本 眞佐男 |                      |            |
| 志 水 俊 昭 |                      |            |
| 雑 本 綾   |                      |            |
| 鶴 留 文 恵 |                      |            |
| 大 前 淑 美 |                      |            |
| 丹 山 由美子 |                      |            |
|         |                      |            |

|        |                        |              |
|--------|------------------------|--------------|
| 岡山 勉   | 垂水警察署 (078) 781-0110   | 垂水警察署の管轄区域   |
| 大村 隆夫  |                        |              |
| 徳田 一郎  |                        |              |
| 鈴木 雄一  |                        |              |
| 山根 桂子  |                        |              |
| 藤本 友士  |                        |              |
| 中井 庸一  |                        |              |
| 松本 武司  |                        |              |
| 林 誠一郎  | 神戸水上警察署 (078) 306-0110 | 神戸水上警察署の管轄区域 |
| 中山 隆司  |                        |              |
| 加藤 弘嗣  |                        |              |
| 正井 樹   | 神戸西警察署 (078) 992-0110  | 神戸西警察署の管轄区域  |
| 松田 脩   |                        |              |
| 中部 恵美  |                        |              |
| 金井 英一  |                        |              |
| 安福 まゆみ |                        |              |
| 島原文 男  |                        |              |
| 福島 ひとみ |                        |              |
| 福永 君江  |                        |              |
| 金井 義明  |                        |              |
| 小林 美佐子 |                        |              |
| 岩本 政則  |                        |              |
| 森本 輝代  | 神戸北警察署 (078) 594-0110  | 神戸北警察署の管轄区域  |
| 福井 昌子  |                        |              |
| 岡野 良雄  |                        |              |
| 中野 京子  |                        |              |
| 森上 克己  |                        |              |
| 清水 堅二  |                        |              |
| 野村 久   |                        |              |
| 中川 喜孫  |                        |              |
| 水越 紘之  |                        |              |
|        |                        |              |



|       |                       |             |
|-------|-----------------------|-------------|
| 竹岡紀子  |                       |             |
| 水越幸代  |                       |             |
| 伊谷正弘  |                       |             |
| 古田由紀江 |                       |             |
| 西田守行  |                       |             |
| 北西有三  | 有馬警察署 (078) 981-0110  | 有馬警察署の管轄区域  |
| 垣見辰雄  |                       |             |
| 竹谷芳洋  |                       |             |
| 永原隆   |                       |             |
| 洞利男   |                       |             |
| 伊東早恵子 |                       |             |
| 宇仁睦子  | 芦屋警察署 (0797) 23-0110  | 芦屋警察署の管轄区域  |
| 鈴木進   |                       |             |
| 松村摩耶子 |                       |             |
| 伊藤裕之  |                       |             |
| 藤原裕二  |                       |             |
| 梶隆一   |                       |             |
| 佐々木徹  | 西宮警察署 (0798) 33-0110  | 西宮警察署の管轄区域  |
| 高橋弘   |                       |             |
| 武智敬子  |                       |             |
| 三宅達夫  |                       |             |
| 梅田俊晴  |                       |             |
| 友安義昭  | 甲子園警察署 (0798) 41-0110 | 甲子園警察署の管轄区域 |
| 嘉本陽子  |                       |             |
| 道下和代  |                       |             |
| 荒井律子  |                       |             |
| 船田定   |                       |             |
| 中橋俊敬  | 尼崎南警察署 (06) 6487-0110 | 尼崎南警察署の管轄区域 |
| 井東孝盛  |                       |             |
| 並河悦子  |                       |             |
| 公手三男  | 尼崎東警察署 (06) 6424-0110 | 尼崎東警察署の管轄区域 |
| 小林健次  |                       |             |
|       |                       |             |

|         |                      |            |
|---------|----------------------|------------|
| 北 村 洋 介 | 伊丹警察署 (072) 771-0110 | 伊丹警察署の管轄区域 |
| 岡 本 二 郎 |                      |            |
| 山 下 智 之 | 川西警察署 (072) 755-0110 | 川西警察署の管轄区域 |
| 井 上 佐江子 |                      |            |
| 矢羽田 徳 子 |                      |            |
| 敷 地 勝 成 |                      |            |
| 今 中 正   |                      |            |
| 松 田 菊 次 | 三田警察署 (079) 563-0110 | 三田警察署の管轄区域 |
| 今 垣 均   |                      |            |
| 住 田 博 美 | 明石警察署 (078) 922-0110 | 明石警察署の管轄区域 |
| 中 谷 佳 弘 |                      |            |
| 中 本 光 男 |                      |            |
| 梅 本 哲 夫 |                      |            |
| 藤 井 美代子 |                      |            |
| 清 水 達 夫 |                      |            |
| 梶 原 久 嘉 |                      |            |
| 藤 田 浩 三 |                      |            |
| 井 上 一 彦 |                      |            |
| 井 上 光 昭 |                      |            |
| 櫻 井 績   |                      |            |
| 山 口 宗 俊 |                      |            |
| 藤 里 義 秀 |                      |            |
| 國 井 季 彦 | 三木警察署 (0794) 82-0110 | 三木警察署の管轄区域 |
| 加 藤 博 司 |                      |            |
| 戸 田 秀 隆 |                      |            |
| 西 尾 治 和 |                      |            |
| 岡 本 美知子 |                      |            |
| 松 井 淳   |                      |            |
| 菅 野 修   | 小野警察署 (0794) 64-0110 | 小野警察署の管轄区域 |
| 市 橋 薫   |                      |            |
| 市 橋 敬 典 |                      |            |
| 山 口 まり子 |                      |            |
|         |                      |            |

|         |                       |             |
|---------|-----------------------|-------------|
| 岸 本 富 生 |                       |             |
| 藤 井 洋 治 | 加東警察署 (0795) 42-0110  | 加東警察署の管轄区域  |
| 竹 本 守   |                       |             |
| 臼 井 敏 正 |                       |             |
| 井 上 明 則 |                       |             |
| 小 東 平   |                       |             |
| 笹 山 誕 一 | 加古川警察署 (079) 427-0110 | 加古川警察署の管轄区域 |
| 岩 本 高 之 |                       |             |
| 住 本 正 路 |                       |             |
| 井 口 彰   |                       |             |
| 筑 後 佐登美 |                       |             |
| 永 井 立 男 |                       |             |
| 満 田 知 美 |                       |             |
| 藤 原 ゆみ子 |                       |             |
| 小 林 大 輔 |                       |             |
| 新 井 茂   | 高砂警察署 (079) 442-0110  | 高砂警察署の管轄区域  |
| 樋 野 弘 史 |                       |             |
| 前 田 昌 弘 |                       |             |
| 相 坂 勇   |                       |             |

## 正 誤

○令和7年4月1日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県規則第28号（県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中

| (ページ) | (行)  | (誤)       | (正)       |
|-------|------|-----------|-----------|
| 2     | 上から4 | 兵庫県条例第28号 | 兵庫県規則第28号 |